

延岡市空き家利活用モデル業務委託仕様書

1. 業務の名称

延岡市空き家利活用モデル業務

2. 委託期間

委託契約締結日から令和4年3月31日まで

3. 事業目的

空き家については、全国的な懸案事項となっており、総務省調査の空き家率も過去最高となり、今後もさらに増加するものと予想されている。そのため、増え続ける空き家が、不良空家として残っていくことを未然に防ぐためには、今後は空き家の利活用も考えていく必要がある。

そこで、本業務では、「空き家の新たな魅力発見」をテーマに空き家を利活用した事業を行い、市民に広く空き家の利活用を促していくことを目的とする。

4. 業務内容

以下の業務について、延岡市と協議の上行うものとする。

1) 企画立案

- (1) 延岡市街地の住宅（空き家含む）を想定し、市内に自己用住宅及び空き家を所有する者にとって、魅力ある利活用のモデルとして参考となるような提案をすること。
- (2) 利活用するための空き家の魅力について提案すること。
- (3) 空き家の魅力を再発見するために、市内に存する空き家を用い、魅力ある空き家とするための企画を提案すること。
- (4) 空き家の所有者に限らず、市民が利用や参加できる場の提供が行える提案であること

2) 組織づくり

- (1) 空き家の利活用に当たり、1)の企画を実行するために事業主体となる組織づくりを行うこと。
- (2) 市との事前及び事後の協議等を行う体制を構築すること。

3) 計画

- (1) 利活用に要する費用等は、全て受託者の負担とし、企画事業に応じた資金計画を作成すること。
- (2) 企画内容に応じたスケジュール計画を作成すること。
- (3) 企画を市民に対して広く情報発信すること。

(4) 企画の効果について検証するため、情報収集等（来場者数、アンケート作成、データ整理 ※調査項目等は、延岡市と協議すること。）を行うこと。

4) 提出書類

本業務の実施に当たって受託者は、委託契約締結日から14日以内に以下の必要書類を提出すること。

(1) 業務実施計画書 1部

(2) 業務工程表 1部

5) 実績報告

委託業務完了日までに業務実績報告書を提出すること。

実績報告書には、事業概要のほか、企画内容をまとめたもの（企画の開催日時、場所、内容、来場者数、検証結果など延岡市と協議したもの）や打ち合わせ議事録、企画で使用した広告物やアンケート等を添付すること。

5. 業務体制

受託者は、本業務に必要な人員を配置し、責任者等を明らかにするとともに、各担当者の業務範囲についても明らかにすること。

6. 留意事項

1) 受託者は、延岡市と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。

2) 本業務によって得られた成果は、全て延岡市に帰属する。

3) 受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに市に報告し、協議を行い、その指示を受けること。

4) 秘密の保持

本業務の執行に際し得た情報は、本業務の目的以外で使用してはならない。

また、本業務によって知り得た秘密を保持しなければならない。

5) 個人情報の保護

受託者は、本業務において個人情報を取り扱う場合は、延岡市個人情報保護条例を順守しなければならない。

6) 再委託等の制限

受託者は、原則、本業務を再委託してはならない。ただし、受託後に延岡市と協議し、専門外の業務を行うこととなった場合は、この限りではない。その場合、再委託先の概要及びその体制について、延岡市と文書をもって協議、承認を得なければならない。

7) その他

(1) 特別の事情が生じた場合は、協議の上、委託条件等を変更できるものとする。

(2) 受託者は、業務実施に当たり、関係法令等を遵守し、常に適切な管理を行わなければならない。